



# 金沢市公報

第3175号

令和7年(2025年)3月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

## ◎ 目 次

ページ

## ● 告 示

|   |   |
|---|---|
| ○自転車等を移動し、保管したことについて<br>(交通政策課)                                     | 1 |
| ○自転車等を撤去し、保管したことについて<br>(　　)  | 2 |
| ○令和3年告示第131号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について(文化財保護課)      | 3 |
| ○地縁による団体の告示された事項の変更について(市民協働推進課)                                    | 3 |
| ○平成8年告示第47号(本市が設置する都市公園の名称等について)の一部改正について(緑と花の課)                    | 3 |
| ○平成9年告示第232号(金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて)の一部改正について(住宅政策課) | 4 |
| ○道路の供用の開始について(道路管理課)  | 4 |
| ● 公 告   |   |
| ○農業経営基盤強化促進法の規定に基づく地域計画を定めたことについて(農業水産振興課)                          | 5 |

|  |   |
|--|---|
| ○農業経営基盤強化促進法の規定に基づく地域計画を変更したことについて(農業水産振興課)                          | 5 |
| ○開発行為に関する工事の完了について(建築指導課)  | 5 |
| ○都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る関係図書の写しの縦覧について(下水道整備課)                          | 5 |
| ● 教育委員会告示  |   |
| ○令和4年教育委員会告示第3号(個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について)の一部改正について(教育総務課) | 6 |
| ● 監査公表   |   |
| ○監査公表(第4号)(監査事務局)  | 6 |
| ● 農業委員会告示  |   |
| ○令和7年第3回金沢市農業委員会総会の招集について(農業委員会事務局)                                  | 8 |
| ● 消防局公告  |   |
| ○消防車のサイレンの使用について(警防課)  | 8 |
| ● 公営企業告示   |   |
| ○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について(下水道整備課)                              | 8 |

---

## 告 示

---

## ● 金沢市告示第62号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和7年3月21日

金沢市長 村 山 卓

- 1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
  - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅原付バイク自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
  - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
  - 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
  - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
  - 金沢市営森本駅西自転車駐車場

- 金沢市営野町駅前自転車駐車場  
 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場  
 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場  
 金沢市営三ツ屋駅前自転車駐車場  
 金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場  
 金沢市営香林坊地下自転車駐車場  
 金沢市営柿木畠自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数  
 自転車 134台  
 原動機付自転車 3台
- 3 自転車等を移動し、保管した日  
 令和7年2月1日から同月28日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所  
 金沢市二口町二24番地5  
 公益社団法人金沢市シルバー人材センター
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所  
 日時 令和7年3月22日から同年6月21日まで  
 午前10時から午後7時まで  
 場所 金沢市問屋町2丁目95番地  
 金沢市自転車等保管庫

### ●金沢市告示第63号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和7年3月21日

金沢市長 村 山 領

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

| 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所 | 撤去し、保管した自転車等の台数 |    |
|---------------------|-----------------|----|
| 香林坊地区自転車等放置禁止区域     | 自 転 車           | 1台 |
| 片町地区自転車等放置禁止区域      | 自 転 車           | 1台 |
| 森本駅前自転車等放置禁止区域      | 自 転 車           | 2台 |
| 清川町地内               | 自 転 車           | 1台 |
| 疋田2丁目地内             | 自 転 車           | 1台 |
| 古府町西地内              | 自 転 車           | 1台 |
| 長土塀2丁目地内            | 自 転 車           | 1台 |
| 長町2丁目地内             | 自 転 車           | 1台 |

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

令和7年2月1日から同月28日まで

- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

令和7年3月22日から同年9月21日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第64号

令和3年告示第131号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正します。

令和7年3月21日

金沢市長 村山 卓

表中

|      |                           |        |                           |            |
|------|---------------------------|--------|---------------------------|------------|
| 歴史資料 | ほんりゅうじかんけいしりょう<br>本龍寺関係資料 | 1,072点 | 金沢市金石下本町1番23号<br>宗教法人 本龍寺 | 指定令和6年4月1日 |
|      |                           |        |                           | を          |

|      |   |          |                           |             |
|------|---|----------|---------------------------|-------------|
| 歴史資料 | ほんりゅうじかんけいしりょう<br>本龍寺関係資料                                       | 1,072点   | 金沢市金石下本町1番23号<br>宗教法人 本龍寺 | 指定令和6年4月1日  |
| 建造物  | おさきじんじやとうけいなりしゃしゃ<br>尾崎神社豊受稻荷社社<br>でんつけたりおんみやいてんづまさ<br>殿附御宮移転図巻 | 1棟<br>1巻 | 金沢市丸の内5番5号<br>宗教法人 尾崎神社   | 指定令和7年3月21日 |
| 歴史資料 | ほんせんじかんけいしりょう<br>本泉寺関係資料  | 2,505点   | 金沢市二俣町子8番地<br>宗教法人 本泉寺    | 指定令和7年3月21日 |

改める。

## ●金沢市告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和7年3月21日

金沢市長 村山 卓

| 区分       | 変更事項       | 変更前                      | 変更後                      | 変更年月日         |
|----------|------------|--------------------------|--------------------------|---------------|
| 双葉町会     | 代表者の氏名及び住所 | 藤田 徹<br>金沢市駅西新町1丁目27番17号 | 中村 公一<br>金沢市駅西新町1丁目24番2号 | 令和7年<br>2月16日 |
| 大桑町々会    | 主たる事務所の所在地 | 金沢市大桑町125番地3             | 金沢市大桑町127番地2             | 令和7年<br>2月16日 |
|          | 代表者の氏名及び住所 | 山本 昭光<br>金沢市大桑町125番地3    | 大本 陽一<br>金沢市大桑町127番地2    |               |
| 御所町一丁目町会 | 代表者の氏名及び住所 | 村上 浩二<br>金沢市御所町1丁目379番地1 | 浜井 淳二<br>金沢市御所町1丁目318番地  | 令和7年<br>3月1日  |

## ●金沢市告示第66号

平成8年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正します。

令和7年3月21日

金沢市長 村山 卓

第1項の表中

|     |           |              |                |   |
|-----|-----------|--------------|----------------|---|
| 223 | チカラモリ遺跡公園 | 金沢市新保本5丁目47番 | 昭和61年<br>3月22日 | を |
|-----|-----------|--------------|----------------|---|

|     |           |              |                |               |   |
|-----|-----------|--------------|----------------|---------------|---|
| 223 | チカラモリ遺跡公園 | 金沢市新保本5丁目47番 | 昭和61年<br>3月22日 | 令和7年<br>3月31日 | に |
|-----|-----------|--------------|----------------|---------------|---|

改め、第6項の表中

|   |         |                |            |  |  |
|---|---------|----------------|------------|--|--|
| 4 | こなん水辺公園 | 金沢市東蚊爪町マ33番1ほか | 平成14年3月22日 |  |  |
|---|---------|----------------|------------|--|--|

を

|   |          |                |            |  |  |
|---|----------|----------------|------------|--|--|
| 4 | こなん水辺公園  | 金沢市東蚊爪町マ33番1ほか | 平成14年3月22日 |  |  |
| 5 | チカモリ遺跡公園 | 金沢市新保本5丁目47番   | 令和7年4月1日   |  |  |

に

改め、第7項の表中

|    |         |               |           |  |  |
|----|---------|---------------|-----------|--|--|
| 80 | 長坂2丁目緑地 | 金沢市長町2丁目423番1 | 平成25年4月1日 |  |  |
|----|---------|---------------|-----------|--|--|

を

|    |          |                |           |  |  |
|----|----------|----------------|-----------|--|--|
| 80 | 長坂2丁目緑地  | 金沢市長町2丁目423番1  | 平成25年4月1日 |  |  |
| 81 | 泉野おあしす広場 | 金沢市泉野町6丁目21番ほか | 令和7年3月29日 |  |  |

に

改める。

### ●金沢市告示第67号

平成9年告示第232号（金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から適用します。

令和7年3月21日

金沢市長 村山 卓

第1項の表円光寺住宅の項を次のように改める。

|       |     |      |
|-------|-----|------|
| 円光寺住宅 | 18戸 | 0.82 |
|       | 24戸 | 0.83 |
|       | 24戸 | 0.84 |
|       | 6戸  | 0.86 |
|       | 6戸  | 0.87 |

第1項の表上荒屋住宅の項中「0.83」を「0.84」に、「0.86」を「0.87」に改め、同表光が丘住宅の項を次のように改める。

|       |      |      |
|-------|------|------|
| 光が丘住宅 | 16戸  | 0.75 |
|       | 20戸  | 0.76 |
|       | 8戸   | 0.78 |
|       | 4戸   | 0.80 |
|       | 3戸   | 0.82 |
|       | 104戸 | 0.83 |
|       | 24戸  | 0.84 |
|       | 84戸  | 0.87 |

第1項の表粟崎町住宅の項中「0.83」を「0.84」に、「0.85」を「0.86」に改め、同表八日市住宅の項中「0.86」を「0.87」に改める。

### ●金沢市告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和7年3月21日から同年4月4日まで一般の縦覧に供します。

令和7年3月21日

金沢市長 村山卓

| 路線名       | 区間                         |  |  |  |  |  |  | 供用開始日     |
|-----------|----------------------------|--|--|--|--|--|--|-----------|
| 森清水谷町線 1号 | 古屋谷町ハ13番先から<br>清水谷町力1番3先まで |  |  |  |  |  |  | 令和7年3月21日 |

## 公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により地域計画を定めたので、同条第8項の規定により公告します。

なお、当該地域計画を金沢市農林水産局農業水産振興課において縦覧に供します。

令和7年3月21日

金沢市長 村山卓

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により地域計画を変更したので、同条第8項の規定により公告します。

なお、当該地域計画を金沢市農林水産局農業水産振興課において縦覧に供します。

令和7年3月21日

金沢市長 村山卓

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和7年3月21日

金沢市長 村山卓

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称   | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                         |
|--|--|
| 金沢市大浦町ハ44番1、45番1、45番3から45番5まで、45番7、46番1、46番3、46番6、47番1、48番1、48番3、49番1、50番3、52番1、53番から58番まで、59番1、60番1、60番3、61番1、61番3、62番1、62番3、63番1、63番4、97番、98番、99番1、100番1及び101番 | 金沢市大浦町ハ55番地<br>株式会社ファイネス<br>代表取締役 松井 秀太郎 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更を認可した旨の石川県知事の告示があり、かつ、関係図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、当該関係図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令律第49号）第49条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年3月21日

金沢市長 村山卓

| 都市計画事業の種類及び名称                      | 施行者の名称 | 事業実行期間                       | 事業地                                  | 縦覧場所                     |
|------------------------------------|--------|------------------------------|--------------------------------------|--------------------------|
| 金沢都市計画下水道事業<br>犀川左岸流域下水道関連金沢市公共下水道 | 金沢市    | 昭和63年2月16日から<br>令和13年3月31日まで | (1) 収用の部分<br>変更なし<br>(2) 使用の部分<br>なし | 金沢市<br>企業局<br>下水道<br>整備課 |

## 教育委員会告示

## ●金沢市教育委員会告示第1号

令和4年教育委員会告示第3号（個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から効力を有するものとします。

令和7年3月21日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

第1項の表中

| 金沢市立不動寺小学校<br>屋内運動場1階 | 金沢市立三谷小学校<br>屋内運動場2階 |
|-----------------------|----------------------|
| 620平方メートル             | 696平方メートル            |
| 常設電灯による点灯             | 常設電灯による点灯            |
| 1個                    | 1個                   |
| 1脚                    | 1脚                   |
| 3脚                    | 3脚                   |
| 平常のまま開放する。            | 平常のまま開放する。           |
|                       |                      |
| 9,563円                | 9,563円               |
| 26,501円               | 26,501円              |
| 27,848円               | 27,848円              |
| 436円                  | 436円                 |

を

| 金沢市立不動寺小学校<br>屋内運動場1階 |
|-----------------------|
| 620平方メートル             |
| 常設電灯による点灯             |
| 1個                    |
| 1脚                    |
| 3脚                    |
| 平常のまま開放する。            |
|                       |
| 9,563円                |
| 26,501円               |
| 27,848円               |
| 436円                  |

に改める。

## 監査公表

## ●金沢市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した財務事務等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

令和7年3月21日

金沢市監査委員 西 尾 昭 浩  
金沢市監査委員 中 村 哲 郎

金沢市監査委員 高 誠  
金沢市監査委員 源 野 和 清

## 第1 監査の概要

## 1 監査の対象局等及び実施期間

| 監査の対象局等 |  | 実施期間                       |
|---------|--|----------------------------|
| 都市政策局   | 企画調整課、地域力再生課、広報広聴課、<br>交通政策課、国際交流課、東京事務所                 |                            |
| 文化スポーツ局 | 文化政策課、文化財保護課、歴史都市推進課、<br>スポーツ振興課、金沢マラソン推進課               |                            |
| 農林水産局   | 農業水産振興課、農業基盤整備課、<br>森林再生課、中央卸売市場事務局、<br>公設花き地方卸売市場事務局    | 令和6年7月12日<br>～<br>令和7年3月5日 |
| 福祉健康局   | 健康政策課、福祉健康センター総務課、<br>介護保険課                              |                            |
| 教育委員会   | 教育総務課、学校職員課、学校指導課、<br>市立工業高等学校、生涯学習課、<br>図書館総務課、学校教育センター |                            |
| 農業委員会   | 事務局  |                            |

## 2 監査を執行した監査委員

西尾昭浩、中村哲郎、高誠、源野和清

## 3 監査の対象範囲

令和5年度における財務に関する事務等（ただし、必要と認められた令和6年度及びその他の年度の事務等を含む。）

## 4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) 経営に係る事業の管理
- (6) その他必要と認める項目

## 5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財務事務監査の着眼点」、「経営に係る事業管理監査の着眼点」、「工事監査等の着眼点」及び「行政監査の着眼点」に基づき、当該事務事業が法令等に従って適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

## 6 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

## 第2 監査の結果

財務に関する事務等については、次のとおり改善を必要とする事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項等については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

## 1 財産管理に関する事務

## (1) 建物の管理状況

## [指摘事項（改善を必要とする事項）]

消防用設備等定期点検について、点検時の不備が2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。

【中央卸売市場事務局】

**農業委員会告示****●金沢市農業委員会告示第3号**

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和7年第3回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和7年3月21日

金沢市農業委員会  
会長 井 口 栄 市

1 日時

令和7年3月26日 午後3時

2 場所

金沢市第二本庁舎 2301会議室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (4) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (5) 租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (6) 非農地証明願について
- (7) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について
- (8) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について
- (9) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について
- (10) 金沢農業・農村総合振興計画の変更に関する意見決定について
- (11) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第3条第1項第2号の規定による土地改良事業参加資格の承認について

**消防局公告**

金沢市消防団火災防御訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

令和7年3月21日

金沢市消防長 蔵 義 広

場 所 金沢市中央消防署管轄区域内（四十万町地内）

日 時 令和7年3月23日（日）午前9時00分から午前9時10分まで

場 所 金沢市駅西消防署管轄区域内（磯部町及び沖町地内）

日 時 令和7年3月23日（日）午前10時00分から午前10時10分まで

**公営企業告示****●金沢市公営企業告示第4号**

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設課において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月21日

金沢市公営企業管理者 松田滋人

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
令和7年4月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
御供田町、近岡町及び金沢市南新保土地区画整理事業地の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦観に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市湊3丁目5番地8  
名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

## ◎正 誤

○令和6年12月2日付け金沢市公報第3165号の2

| 頁 | 箇所      | 誤            | 正               |
|---|---------|--------------|-----------------|
| 7 | 上から14行目 | 福井市順化1丁目6番9号 | 福井県福井市順化1丁目6番9号 |
|   | 上から15行目 | 福井市順化1丁目6番9号 | 福井県福井市順化1丁目6番9号 |

令和7年(2025年)3月21日 発行 発行人  
発行所  
編集 石川県金沢市玉鉢4丁目166番地

金沢市  
金沢市役所  
(株)共栄